

三重県立菰野高等学校生徒心得

1 校内外の生活について

心身とも健康で健全な生活をし、自主・自立に向けて学校生活を有意義にしよう。

(1) 欠席等の扱いと諸届について

欠席・遅刻が多い者（特に無断欠席・無断遅刻）は、社会では信用を失います。基本的な生活習慣を身につけよう。

遅刻・欠席・早退する場合について

- ・遅刻・欠席する場合は、保護者（やむを得ない場合、本人）が8時05分から8時25分の間に HR 担任（学年職員室）へ連絡すること。
- ・早退する場合は、学年職員室で許可証を発行し、教科担任のサインをもらい帰宅する。帰宅後、学年職員室へ連絡すること。
- ・授業に遅刻する場合（トイレ等途中退室・入室も含む）は、学年職員室で授業遅刻届（ピンク）を記入し、教室で教科担任に提出すること。保健室で休養後の授業遅刻の場合は、保健室所定用紙に必要事項を記入すること。

(2) 携帯端末の使用について

授業・行事等、学校が定めた時間以外は校内での携帯端末の使用を認める。しっかりとけじめをつけ、使用のマナー・ルールを守ろう。

- ・授業時間は、電源を切りカバンの中に入れるなど、身につけないこと。

(3) アルバイトについて

①アルバイトについて

- ・原則禁止とする。
- ・特別な事情がある生徒については、学期中であっても土日祝のみ認めることがある。その場合、学業・学校生活を最優先すること。
- ・長期休業中は事前に届け出ること、アルバイトをすることができる。
- ・アルバイトを許可されている生徒でも、成績不振や遅刻・欠席・早退等、生活の乱れや問題行動等があった場合、許可を取り消すことがある。

②アルバイトを認める期間

- ・定期考査期間（考査発表から考査最終日前日まで）を除く期間。

③業種および勤務条件について

- ・危険を伴う業務やアルコール類を主に提供する業務等、高校生が従事するのが不適切であると判断される業務のアルバイトは禁止する。
- ・勤務条件（勤務時間・時給・勤務内容等）が、法令に反している業務のアルバイトは禁止する。

④その他

- ・進級時と就業先変更時は、改めて許可願いを提出すること。また、退職時も生徒指導部に申し出ること。

（４）指導措置について

- ・指導措置としては、指導としての懲戒（担任訓戒、学年主任訓戒、生徒指導部訓戒、校長訓戒、謹慎指導）と処分としての懲戒（訓告、停学、退学）がある。原則、担任訓戒・学年主任訓戒・生徒指導部訓戒以外は保護者召喚とする。
- ・謹慎指導は、原則として、特別編成時間割に基づき、教育指導室で個別に指導する。

２ 通学について

生徒一人ひとりが菰野高校生であると同時に、地域社会の一員でもあります。自覚を持ち、社会ルール・マナーを守ろう。

（１）登下校について

- ・交通ルール・マナーを守ること。
 - ・頭髪、服装等、学校ルールにしたがって登下校すること。
 - ・自転車通学生は、自転車点検を受け、生徒指導部が発行するステッカーを貼ること。
- また防犯登録および自転車保険に加入し、ヘルメット着用に努めること。

（２）自動二輪車について

・登下校時における二輪車の使用は原則として禁止する。ただし、以下のいずれかに該当し、原動機付自転車（５０cc以下）を使って通学を希望する生徒は、学校に申し出て許可を受けること。

① 鉄道、バスなどの交通機関及び自転車の利用が不可能な地域からの通学

などで、校長が特にやむを得ない事情があると認める場合。

② その他、校長が特に必要と認める場合。

3 身だしなみについて

服装や頭髪はその人の人格が現れるものであるため、端正、清潔にしよう。

具体的には、就職や進学時の面接に自信を持って臨める身だしなみを日頃から心掛けよう。

(1) 制服

制服は学校指定の制服を着用すること。

＜第1制服＞ブレザー、カーディガン、シャツまたはブラウス、ズボン、ネクタイとする。

夏期は原則として、学校指定のシャツ（長袖、半袖）またはブラウス、夏用ズボンを着用する。

＜第2制服＞ブレザー、カーディガン、シャツまたはブラウス、スカート、リボンとする。

夏期は原則として、学校指定のシャツ（長袖、半袖）またはブラウス、夏用スカートを着用する。※制服の変形や改造は行わないこと。

(2) 制服の着用

衣替え期間は設けない。各自が時期や気候等に応じて着用すること。

＜長袖シャツ・ブラウス着用時＞

シャツ・ブラウスをズボン・スカートの中に入れる。

ネクタイ・リボンが必要。

＜半袖シャツ・ブラウス着用時＞

シャツはズボンの中に入れる。ブラウスはスカートの中に入れなくてもよい。ネクタイ・リボンは不要。

<制服上着・カーディガン着用時>

制服上着・カーディガンを着用する際は、指定の長袖シャツ・ブラウスおよびネクタイ・リボンを着用すること。

(3) 防寒着

- ・指定のものはないが、華美でないものを使用すること。生徒指導部が許可した期間使用を可能とする。また、登下校時の防寒着の着用は朝の始業までと放課後からとし、それ以外の時間の着用は原則として認めない。

(4) 制服の購入

- ・入学後に購入する場合は、生徒指導部で許可証を受け取ってから学校指定店で購入すること。

(5) 異装許可

- ・特に事情があって、本規定以外の服装をする場合は生徒指導部の許可を受けること。

(6) スリッパ

- ・スリッパは学校指定のものとする。

(7) 通学靴、靴下

- ・華美でないものとする。

(8) 頭髪

- ・染色やパーマ等、生まれつきの髪に加工をしない。
- ・奇抜で極端な髪型等、不自然な髪型は禁止する。

(9) 化粧

- ・禁止する。

(10) 装飾品（マニキュア、ピアス、指輪、ネックレス等）

- ・禁止する。

4 自動車学校について

(1) 普通自動車運転免許について

- ① 在学中は原則、普通自動車運転免許の取得を禁止する。ただし、進路先が決定している3年生で、自動車学校への入校を希望する生徒は、生徒指導部に「自動車学校入校許可申請書」を提出し、「自動車学校入校許可書」を受け取る。
- ② 自動車学校への入校は2学期中間考査終了以降とし、入校の際は、生徒指導部が発行した「自動車学校入校許可書」を自動車学校に提出する。
- ③ 自動車学校の教習は、放課後及び土曜日・日曜日・祝日とする。ただし、定期考査発表日から考査終了日の前日までと、本校が指定する日の教習を禁止する。禁止日に入る前に、教習手帳を担任に提出すること。
- ④ 平日に修了検定や卒業検定を受検する場合は、生徒指導部に申請し、「検定受検許可書」を自動車学校に提出すること。
- ⑤ 合宿での運転免許取得は禁止する。
- ⑥ 本検定について

- ・高校卒業以前に自動車運転免許を取得した場合は、高校卒業まで運転免許証を保護者が責任を持って保管すること。

(2) 二輪車運転免許について

- ① 在学中は原則、二輪車運転免許の取得を禁止する。ただし、「2通学について(2)」で通学を許可された生徒は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、原動機付自転車（50cc以下）運転免許を取得する。

② 就職が決まり、二輪車運転免許（50ccを超えるもの）を取得する必要があるなど、正当な理由があると校長に認められた場合は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、二輪車運転免許を取得する。

③ ①②に該当しない場合は、その都度審議し決定する。

（３）その他

- ・ 菰野高校生としての自覚を持ち通校すること。
- ・ 自動車学校へは必ず制服で行くこと。
- ・ 自動車学校のために、学校を欠席しないこと。